


令和8年度ふるさとの木でつくる木造建築支援事業 申請手続きの流れ

	スタート	ステップ1	ステップ2	ステップ3		ステップ4
	建築確認	申請手続き	上棟後の検査	実績報告書提出		確定及び振込
内容	建築確認申請または建築工事届の提出を行ってください。	【新築】上棟予定日の14日前【増改築】着工予定日10日前までに、交付申請書と関係書類の提出をお願いします。	上棟日7日前までに、検査依頼書の提出をお願いします。	転入者加算金なし 現地検査後、速やかに書類の提出をお願いします。	転入者加算金あり 現地検査に合格し、完成した住宅に入居後、速やかに提出をお願いします。ただし、新築で年度をまたぐ完成は、年度内に報告してください。 ※誓約書必須。 入居後速やかに住民票の提出要。	実績報告を審査し、補助金額の確定及び補助金の振込がされ完了です。
必要書類	<p>建築をするにあたり、必ず必要とされる書類一連の写し</p> <p>※申請にあたって、適正かどうか判断させていただきます。あらかじめ森林課にご相談ください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①交付申請書 ②現地案内図 ③各階平面図（増改築の場合は、増築部分が分かるように色分けした図面） ④建築確認済証の写し、または建築工事届出の写し ⑤請負契約書の写し、または売買契約書の写し ⑥施工業者の建築業許可証等の写し（注1） ⑦木材の出荷証明書または地域材の使用量、または購入量が確認できる書類の写し（注2） ⑧（市外からの転入者のみ）申請者の住民票（入居前） 	現地検査依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・振込通帳（申請者名義）の表紙と1ページ目の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・振込通帳（申請者名義）の表紙と1ページ目の写し ・申請者の住民票（入居後速やかに） 	<p>転入者加算がない（市内在住申請者の）場合のみ</p> <p>・居住開始届（入居開始後速やかに）</p>
その他 注意点		<p>（注1）⑥を要しない場合は「住宅瑕疵担保履行法」に定める住宅瑕疵担保責任保険と同等な保険加入のわかる書類。</p> <p>注2）藤岡市内のぐんま優良木材認証工場（以下、工場）で製材又は加工された地域材の場合は出荷証明書が必要。市外の工場の場合は出荷証明書のほか、藤岡市産材であることがわかる書類が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま優良木材製品品質規格基準」に基づき現地確認をします。 ・地域材にはぐんま優良木材を示すシールを貼り付けておいてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市外から転入してくる場合には、加算金10万円の補助金があります。 ・鬼石地区に転入する場合には、さらに別の補助金10万円が受けられます。 	